

審 第 1 7 1 3 号
答 申 第 2 2 2 号
平成30年11月20日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年4月20日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第199号

平成28年3月13日付けで審査請求人から提起された自己情報不訂正決定（平成28年2月29日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月29日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成28年1月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時ころから〇〇時ころの間に、飲み屋でのトラブルについて、〇〇前の公衆電話から110番通報したときの〇〇警察署が保有する110番受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）本件開示請求に対し、実施機関は、「110番受理処理結果票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（受理番号 〇〇）」（以下「本件文書」という。）を特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- （3）審査請求人は、平成28年2月5日付けで実施機関に対し、条例第31条第1項の規定により、別表1のとおり本件文書の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- （4）本件訂正請求に対し実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年3月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （5）本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年4月20日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

（訂正請求の趣旨、訂正後）1メモ1、2所属記載欄記載のとおり求める。

イ 審査請求の理由

〇〇警察署 署員 刑事（男）が警察官職務執行法第1条1項を濫用、〇〇居酒屋〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け客人が加害者 被害届 被害者〇〇、刑事（男）が被告訴人併せて被害届受理 被害者〇〇（千葉県警察本部刑事部第1捜査課が告訴状受理）

(2) また、審査請求人は、意見書においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア ○○警察署刑事が審査請求人を騙して誘い出し、居酒屋で飲食した後、店外路上で審査請求人に対し暴行をしたとする点。

イ ○○警察署署員三名が人命救助保護したが、加害者である○○警察署刑事を不当擁護しているとする点。

ウ ○○警察署刑事は公務上知り得た審査請求人の個人情報悪用したとする点。

エ ○○警察署刑事が審査請求人の平穏生活を侵害しているとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件文書の性質等について

実施機関において、110番通報は地域部通信指令課通信指令室（以下「通信指令室」という。）において受理しており、その内容や対応の経過及び結果を明らかにしておく必要から、通信指令業務の運営に関する要綱（平成22年本部訓令第9号）第13条第3号で「110番により重要又は特異な事件若しくは要急事案以外の通報を受理したときは、事案の内容を通信指令システムにより、所轄署長に連絡するとともに、その状況を110番受理処理結果票に記載すること。」と規定している。110番受理時に、受理担当者が通報内容の概要を記録し、連絡を受けた所轄署では、担当者が送信された110番受理処理結果票に対応状況等を入力又は手書きで記載し、所属長に報告した後、所轄署において保管している。

(2) 本件審査請求について

前記3(1)により、本件決定を取り消し、請求人の趣旨のとおり訂正を求めるものと判断した。

(3) 審査請求人からの提出資料について

審査請求人は、訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類として提出した資料の内容及び同資料に関する検討については別表2のとおりである。

(4) 訂正請求の対象となる「事実」

ア 条例第30条第1項における訂正請求権

「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と訂正請求権を規定している。

イ 千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成5年9月28日制定）における「事実」の解釈

「氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実を言う。これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、『事実』に限って訂正請求権を認めることとした。」との解釈を示

している。

ウ 本件審査請求に係る記載の訂正請求の対象となる「事実」該当性

(ア) 個人情報には、前記のとおり「事実」に関するものと、それ以外に「評価・判断等」に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判断になじまない情報は、訂正請求の対象にならないと解される。

審査請求人が訂正を求める「メモ1欄」及び「所属記載欄」について、訂正請求の対象となる「事実」の該当性について検討を行う。

(イ)「メモ1」については、断片的な通報内容に基づき110番を受理した警察官が通報者の文言や通報内容を記載したもので、その記載内容は、氏名や年齢など客観的にその正誤について判断可能な「事実」と異なり、通報内容に関する受理者側としての「判断」に関するものであると認められる。

(ウ)「所属記載欄」については、事案対応を行った警察官が、その処理内容を判断し、記載しており、氏名や年齢など客観的にその正誤について判断可能な「事実」と異なり、事案対応を行った警察官の「判断」に関するものであると認められる。

(エ)したがって、本件対象文書中の不訂正とした部分は、警察官が判断した内容で客観的な正誤の判定になじまない情報であるほか、審査請求人が訂正請求に際して提出した資料については、別表2のとおり、条例第31条の「訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致する事を明らかにする書類等」には該当するものではないことから、不訂正としたものである。

(5) 審査請求人の主張

審査請求人の前記3(1)イの申立てについては、訂正の理由としては認めることはできず、審査請求人の主張は認められない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であるとする。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、審査請求人が110番通報を行った際に、実施機関において当該通報の処理経過等を記録した110番受理処理結果票である。

(2) 訂正の要否について

ア 本件訂正請求において、審査請求人は本件文書のうち、「メモ1」及び「所属記載欄」の記載内容（以下「本件訂正請求情報」という。）の訂正を求めているものであるが、諮問実施機関は訂正する理由がない旨を説明するので、以下検討する。

イ 110番受理処理結果票は、前記4(1)のとおり、110番通報の内容や対応結果等を明らかにしておくために作成しているものであるが、実施機関に確認したところによれば、「メモ1」及び「所属記載欄」については、一般に、通報内容の概要や所轄署の担当者による対応状況等を端的に記載することとしているとの

ことであった。

ウ そうすると、本件文書は、そもそも、実施機関になされた通報事案について、発生日時や発生場所のほか、所轄署における対応状況を経過記録としてそのまま記録することを主たる目的としているものであるということができ、本件訂正請求情報を事後的に訂正することは本件文書の経過記録としての意味を没却することになりかねないこと、また、本件訂正請求にあたって提出された別表2に掲げる資料を見分した限りでは本件訂正請求情報が事実と合致しないことをうかがわせるような特段の事情は見当たらないことからすれば、本件訂正請求情報を訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月22日	諮問書の受理
平成28年 7月 1日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 7月25日	意見書の受理
平成30年 7月25日	審議（平成30年度第4回第2部会）
平成30年 9月28日	審議（平成30年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表 1

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
メモ 1 欄	飲み屋でトラブルになった	〇〇顧客を突然に入店禁止 通告
	背景音で別の男の声『どこ に電話してんの?』以降 2 人の会話詳細判明せず	ボックスのドアを開けて署 員男が『〇〇と呼びつけ て』引き出し 1 1 0 番通報 妨害行為
所属記載欄	車両 徒歩で検索するも未 発見	飲酒者を署員男が居酒屋〇 〇に行くと強要で現場より 立去った

別表 2 審査請求人の提出資料及び同資料に関する実施機関の検討
(省略)